

**津幡町教育振興基本計画
(改訂版)**

**令和2年1月
津幡町教育委員会**

津幡町教育振興基本計画 【目次】

<p>序 章 計画の策定にあたって</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅰ 計画策定の趣旨</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅱ 計画の性格</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅲ 計画の期間</p>	P 1
<p>第1章 教育の現状と課題</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅰ 教育を取り巻く社会環境</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅱ 津幡町における教育の現状を踏まえた施策の方向性</p>	P 3
<p>第2章 計画の構成</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅰ 基本的な考え方</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅱ 基本理念</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅲ めざす町の教育像</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅳ 基本目標</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅴ 計画の体系</p>	P 7
<p>第3章 計画を実現するための具体的な施策</p>	P10
<p>●基本目標1 郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり</p> <p style="margin-left: 20px;">施策の目標 ふるさとへの愛着をはぐくむ グローバル社会に対応した人材を育てる</p> <p style="margin-left: 20px;">施策の展開 1-1 ふるさと意識の醸成 1-2 世代をつなぐ郷土文化への取組支援 1-3 国際理解教育の推進と充実 1-4 国際交流活動および多文化共生事業の推進と充実</p>	P22
<p>●基本目標2 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり</p> <p style="margin-left: 20px;">施策の目標 確かな学力をはぐくむ 社会を生き抜く力を育てる</p> <p style="margin-left: 20px;">施策の展開 2-1 確かな学力の定着 2-2 教職員の指導力向上 2-3 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携推進 2-4 共生社会形成のための特別支援教育の推進 2-5 社会的・職業的自立をめざしたキャリア教育の 推進と拡充</p>	P38
<p>●基本目標3 道徳心をはぐくみ、心豊かで活力ある人づくり</p> <p style="margin-left: 20px;">施策の目標 豊かな心と体を養成する 人権尊重と認め合いの意識を高める</p> <p style="margin-left: 20px;">施策の展開 3-1 心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実 3-2 「いのち・からだ・こころ」の教育の推進 3-3 次代を担う青少年の健全育成</p>	P48
<p>●基本目標4 安全で安心できる教育環境づくり</p> <p style="margin-left: 20px;">施策の目標 質の高い教育を支える 安全・安心な環境を確保する</p> <p style="margin-left: 20px;">施策の展開 4-1 地域から信頼される学校・幼稚園づくり 4-2 学習環境の向上と充実 4-3 安全・安心な教育環境の整備 4-4 災害に備えた体制づくり</p>	P48

●基本目標5 学びと創造に満ちた社会環境づくり P58

施策の目標 主体的な学び合いを盛んにする
学びの成果を生かし育て発展につなげる

施策の展開 5-1 地域の教育資源を生かした生涯学習の推進
5-2 公民館を拠点とした社会環境づくりの推進
5-3 豊かな情操を養う芸術文化活動の充実
5-4 良質な図書館サービスの推進
5-5 科学教育の推進

●基本目標6 スポーツを通じた地域の活性化と健康・体力づくり P70

施策の目標 健やかな身体をつくる
スポーツ活動を広める

施策の展開 6-1 生涯スポーツの推進と健康増進・体力づくり
6-2 スポーツ団体の活動支援とスポーツ指導者の育成
6-3 地域に根ざしたスポーツの振興とまちづくり

●基本目標7 地域と共に歩む絆づくり P78

施策の目標 家庭の育ちを支える
地域の絆を深める

施策の展開 7-1 家庭教育の充実と推進
7-2 幼稚園・保育園等・学校・地域・行政でつながる相談
および支援体制の強化
7-3 社会教育関係団体の育成と活動の推進
7-4 地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実

第4章 計画の実現に向けて P88

- I 計画の周知
- II 計画の推進
- III 計画の実現と点検

序 章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

近年、高度情報化、グローバル化^{※1}の急速な進展、核家族化などにより、地域とのつながりの希薄化や家庭における教育力の低下など教育に係る課題も多様化、複雑化しています。

こうした課題に対応すべく、国においては、平成18年12月に「教育基本法」を改正し、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「教育振興基本計画」を策定することを国に義務付けし、地方公共団体には努力義務とすることが規定されました。

2. 計画の必要性

教育基本法の改正を受けて、国においては、平成20年7月に「第1期教育振興基本計画」を策定しました。また、平成25年6月には、「第2期教育振興基本計画」を策定し、「自立・協働・創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築をめざし、さまざまな施策を推進しています。

石川県においては、平成23年1月に「石川県新長期構想」を基盤とした「石川の教育振興基本計画」を策定し、教育施策の総合的な推進を図っています。

津幡町においても、国や石川県の基本計画を踏まえながら、将来を担う子どもたちの育成や新たな社会の構築に向けて、教育的立場から「家庭教育・学校教育・社会教育^{※2}・生涯学習・文化振興・スポーツ振興」などの各分野を横断的に捉え直し、津幡町の実情に応じた教育振興の基本的な指針を策定し、より一層積極的な教育の取組を行っていくこととしました。

以上のことから、津幡町教育委員会では「津幡町教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という）を策定しました。

※1) グローバル化…政治・経済・文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。（参考・国際化…国際的な規模に広がること。また国際的な視野をもち、その観点に立って行動すること）

※2) 社会教育…社会教育法で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動(体育およびレクリエーション活動を含む)」(第2条)と定義される。

Ⅱ 計画の性格

1. 教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく津幡町の教育行政における基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織および運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置づけます。
また、平成28年3月に津幡町の行政運営の長期的かつ総合的な基本指針として策定された「第5次津幡町総合計画」における教育分野の個別計画としての性格を有します。
2. 教育振興基本計画は、津幡町の教育全般にわたる基本理念や基本目標、これらを実現するための施策の方針を示すとともに、町民一人一人が各自で役割を認識し、社会全体で教育を推進していくための方向性を明らかにするものです。
3. 教育振興基本計画の示す施策の方向性および各種の事業等については、津幡町が果たす役割と責任を明らかにするものです。また、持続可能な地域づくりに資するために、町民、関係機関などと協働・連携を図りながら実施していくものです。
4. 常に評価・検証を行いながら、教育振興基本計画の施策を実施していきます。検証の結果や社会情勢の変化に応じながら随時見直しを図り、効率的かつ効果的に施策を推進していくものです。

Ⅲ 計画の期間

教育振興基本計画は、平成26年度を初年度とし、「第5次津幡町総合計画」策定の際に、再度、見直しを図ります。また、計画期間を10年間と定め、評価・検証を行い、必要に応じ、随時見直しを行います。

